日調連発第１４４号
令和３年８月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

債権者代位による相続を登記原因とする所有権の移転の登記の申請における
相続放棄の申述がないことの裁判所の証明書の提供について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第８８６号
令和３年７月２９日

法務局民事行政部長　殿
（東京を除く。）
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

債権者代位による相続を登記原因とする所有権の移転の登記の申請における相続放棄の申述がないことの裁判所の証明書の提供について(通知)

標記について，別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第８８５号
令和３年７月２９日

東京法務局民事行政部長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

債権者代位による相続を登記原因とする所有権の移転の登記の申請における相続放棄の申述がないことの裁判所の証明書の提供について(回答)

本月１日付け２不登１第２８号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

別紙甲号

機密性２　完全性２　可用性２

２不登１第２８号
令和３年７月１日

法務省民事局民事第二課長　殿

東京法務局民事行政部長　古谷　剛司
（　　公　　印　　省　　略　　）

債権者代位による相続を登記原因とする所有権の移転の登記の申請における相続放棄の申述がないことの裁判所の証明書の提供について（照会）

債権者が相続登記を相続人に代位して申請する場合において，その添付情報として相続放棄の申述がないことを証する情報の提供は必ずしも要しないものと考えますが，いささか疑義がありますので照会します。

